

令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金説明会に係る資料

- 資料 1 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱関連資料
- 資料 2 私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱・同実施細目
- 資料 3 令和5年度学校情報一覧表（見本）
- 資料 4 令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書の作成について
- 資料 5 令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書（記入例）
- 資料 6-1 私立学校安全対策促進事業費補助金の概要
- 資料 6-2 補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について
- 資料 7 私立幼稚園等環境整備費補助関連資料
- 参考資料 園舎等の耐震対策はお済みですか？

※令和5年度預かり保育事業については、私立幼稚園預かり保育推進補助金関係書類に別途掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

私立幼稚園教育振興事業費補助金
交付要綱関連資料

教職員数の調整

1 概 要

従前、本務教職員の実人数をそのまま補助対象としていたものを、平成13年度より現在の幼稚園の平均的な規模等を考慮しながら、基準を設定し、標準化を行っている。

2 基 準

補助の基準となる教員数と職員数を算定し、その合計数と、本務教員と本務職員の合計数（実人数）とを比較して、低い数値を採用する。

補助基準教職員数の算定方法			
教 員	園 長	1園ごとに	1人
	学 級 担 任	1学級ごとに *1	1人
	その他の教員	3学級ごとに *2	1人
職 員	園児60人ごとに *3		1人

*1 実学級数により設定

*2 実学級数を3で割った学級数（小数点以下は切上げ）

*3 定員内園児数を60で割った数（小数点以下は切上げ）

(7学級 ÷ 3 = 2.3 → 3人)
※切上げ

3 具 体 例

〇〇幼稚園の本務教職員数			〇〇幼稚園の補助基準教職員数		
園児数	180人（定員150人）		① 教員数		
学級数	7学級		基準となる教員数		
本務教員	園 長	1	(1 + 7) + 3 = 11人	園長	学級数
	副園長	1			その他教員
	教 員	9			
	(小計)	11人	② 職員数		
本務職員	事務職員	2	基準となる職員数		
	現業職員	2	150人 ÷ 60人 = 2.5 → 3人		
	(小計)	4人	(切上げ)		
本務教職員合計	15人		③ 補助基準教職員数 (①と②を合算)		
			(11 + 3) = 14人	教員	職員
			補助基準教職員数	14人	

基準上の教職員数14人と、本務教職員数15人を比較して、少ない方の14人が補助対象人数となる。

教育振興事業費補助金に係る注意事項

1 本務教職員について

●補助要件の確認

本務教職員の要件の1つである、勤務実態（学校に1週間当たり5日以上勤務）を確認できる書類（**園長を含む全教職員の出勤簿等**）を必ず備えておき、出勤簿等には必ず押印等による表示をし、空欄のないようにすること。

また、教員においては免許の更新忘れや失効が無いようにすること。

●幼稚園加入の私学共済等への加入状況の確認

補助金の対象となる本務教職員が幼稚園加入の私学共済等に加入しているかを必ず確認すること。

2 満3才児の受入れ補助（特別補助）

園則等で定員が設定され、幼稚園児として入園・在籍している満3才児の園児が対象。

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 満3才児の募集定員がわかる募集案内
- (2) 満3才児の受入れ実績を確認できる出席簿の写し等

3 生徒等の安全対策推進補助（特別補助）

(1)安全対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (ア) 危機管理マニュアル（防犯及び防災）の原本
- (イ) 防犯及び防災研修・訓練等の取組が確認できる書類（計画書、報告書、当日の写真等）
 - ・研修・訓練等の実施計画書
 - ・研修・訓練等の実施内容を記載した報告書
 - ・研修・訓練等の実施状況を撮影した写真等

※防犯及び防災についての研修、訓練等を実施したことを確認できる書類がない場合は、補助対象外となります。

(2)事故対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

事故対応能力向上の取組が確認できる書類（計画書、報告書、当日の写真等）

- (ア) 講習会実施等の計画書
- (イ) 講習会等の実施内容を記載した報告書
- (ウ) 講習会等の実施状況を撮影した写真等

4 保育体験の受入れ補助（特別補助）

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 都内の中学校・高等学校から幼稚園に対する依頼文書等
- (2) 保育体験受入れ終了後の実施報告書（実施期間、保育体験受入れ学校名、参加人数、実施内容等、実施が確認できるもの）

5 学校関係者評価補助（特別補助）

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

- (1) 自己評価の実施が確認できる報告書等
- (2) 保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園教職員を除く）による評価の実施が確認できる報告書等

6 その他

●補助金関係書類の保管

補助金関係書類は、都へ提出したすべての書類（写し）を含め、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金執行単価表等

1 一般補助【要綱第5 1に基づく各割単価】

(1) 幼稚園割単価	817,400 円
(2) 学級割単価	54,100 円
(3) 本務教職員割単価	517,300 円
(4) 幼児割単価	4,900 円

2 特別補助【要綱第5 2に基づく特別補助単価】

(1) 地域教育事業補助	1事業につき300,000 円
(2) (ア) 授業料減免制度整備促進補助	300,000 円
(イ) 授業料減免補助	家計急変：前年度の減免額（又は支給額）×10/10
(3) 満3才児の受入れ補助	600,000+満3才児園児数×3,000 円
(4) (ア) 安全対応能力向上の取組	300,000 円
(イ) 事故対応能力向上の取組	100,000 円
(5) 保育体験の受入れ補助	120,000 円
(6) 学校関係者評価補助	300,000 円

3 要綱第5 1(3)の別に定める上限

次表の方法により各職種の補助基準人数を算定の上、合算した補助基準教職員数を上限に定める。

【教員】

園長	1人
教員 1学級につき	1人
教員 3学級につき	1人

※ 端数切上げ

【職員（園児は定員内実員とする。）】

園児 60人につき	1人
-----------	----

※ 端数切上げ

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付における事務日程(概略)

令和5年度

- 5月中旬 **【現況調査表の提出】** (→区市町村へ提出)
 ・当該年度の5月1日現在の園児数等の調査です。
 ・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。
- 6月中旬～
7月上旬 **【私立学校教育助成金調査表(B表)及び事業計画書の提出】**
 ・B表は、当該年度の補助金額を算定するための、教職員数、学級数、特別補助に関する基礎数値等の調査です。
 ・提出は、概ね6月中旬から7月上旬のあらかじめ指定された日となります。
- 8月下旬 **【学校情報一覧表の確認】**
 ・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値の最終確認であり、この数値により当該年度の補助金額が決定します。
- 9月中旬～
10月初旬 **【園児納付金調査】** (→区市町村へ提出)
 ・翌年度における保育料等の調査です。当年度に対し金額等を変更する場合は園則変更が必要となります。
 ・翌年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。
- 10月下旬 **【補助金説明会資料提供】** 令和5年10月31日(火曜日)夕方頃
 ・令和5年度における補助金の配分方針及び補助単価等についての資料です。
 ※資料提供による対応としています。
- 11月上旬 **【補助金の交付金額の内示】**
 ・当該年度の補助金の交付金額を内示します。
- 11月上旬 **【交付申請書の提出】** (支払金口座振替依頼書、印鑑登録証明書を含む)
 ・当該年度の補助金の交付における申請書です。
- 1月中旬 **【補助金の交付決定】**
 ・当該年度の補助金の交付を行います。

令和6年度

- 5月末日 **【実績報告書の提出】**
 (提出期限) ・前年度の補助金の交付額、補助対象経費等についての実績報告書です。
- 8月下旬 **【額の確定通知】**
 ・前年度における、各設置者の補助金額を確定し、通知します。

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱

昭和 6 2 年 1 0 月 3 日

6 2 総学一第 3 8 4 号

総 務 局 長 決 定

第 1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定に基づく私立幼稚園の運営費に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

私立幼稚園教育振興事業費補助金（以下「補助金」という。）は、都民の幼児教育に占める私立幼稚園の重要性に鑑み、私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助することにより、都民の幼児教育の場を確保するとともに、私立幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、もって私立幼稚園の振興発展を図るために交付するものである。

第 3 補助対象

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の 5 月 1 日現在幼児が在籍する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 6 条の規定により私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。以下「幼稚園」という。）を設置する者（以下「設置者」という。）及び別途実施細目に定める者とする。ただし、設置者が提出した学校法人化事業計画書に対し知事が学校法人によって設置されるよう措置することが適当であると認定した幼稚園の設置者を除く。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある

もの。

第 4 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高めるために資する経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の交付の対象となる補助事業に要する経費を除く。

第 5 補助金の額の算定

幼稚園ごとの補助金の額は、幼稚園数、学級数、本務教職員数及び幼児数に応じて補助する一般補助と特別の目的のために補助する特別補助とに分けて、次に定めるところにより、予算の範囲内で算定する。

1 一般補助

幼稚園別交付額の算定方法は、補助標準額に評価係数を乗じて算定する。

(1) 補助標準額

補助標準額は、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割のそれぞれの補助単価に、各幼稚園の基礎数値を乗じて算出する。

(2) 補助単価

補助単価は別に定める。

(3) 基礎数値

学級数、本務教職員数及び幼児数を用いることとし、それぞれ交付年度の 5 月 1 日現在の数値とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

なお、幼児数については、定員内実員とする。

(4) 本務教職員

本務教職員は、第 3 に定める補助の対象となる幼稚園に、正規の教員又は職員として雇用され、当該幼稚園が加入している私立学校共済組合等に加入している者で、次に掲げる職にあるものとする（休職等により当該幼稚園から給与の一定額（平常勤務の際における給与の 2 割相当額）以上の支給を受けていない者を除く。）。

ア 園長

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務する者

イ 教頭

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務する者

ウ 教員

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の普通免許状又は臨時免許状を有する者

エ 事務職員

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の事務に従事する者（図書室勤務の職員、栄養士及び養護を担当する職員を含む。）

オ 現業職員等

当該幼稚園に1週間当たり5日以上勤務し、幼稚園の用務等に従事する者

(5) 評価係数

評価係数は、別表により評価項目について各幼稚園を評価し、100に評価点の合計を加え、それを100で除した数とする。

また、特別の事情がある場合には、評価係数を調整する。

2 特別補助

幼稚園別交付額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定する。

(1) 地域教育事業補助

交付年度において、幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、取組事業数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、取組事業数は、最大3事業までとする。

(2) 授業料減免補助

次のア及びイの補助ごとに定める要件を備えている場合において、別に定める額をそれぞれ補助する。

ア 授業料減免制度整備促進補助

(ア) 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

(イ) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等（入園案内、募集要項等）により周知していること。

イ 授業料減免補助

(ア) 家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

(イ) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等（入園案内、募集要項等）により周知していること。

(ウ) 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金を減免していること。

(3) 満3才児の受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入れ実績があった場合には、別に定める額を補助する。加えて、交付年度の前年度の3月1日に在籍する満3才の幼児の数に、別に定める補助単価を乗じて得た額を補助する。

(4) 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園で、幼児等の安全を確保するための取組を行っている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

ア 安全対応能力向上の取組

私立幼稚園で、防犯対策の充実及び大地震を想定した防災対策を図るため、次の要件を備えている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(ア) 危機管理マニュアルを策定していること。

(イ) 防犯及び防災研修・訓練等の教職員の安全対応能力の向上の取組を年1回以上行っていること。

イ 事故対応能力向上の取組

私立幼稚園で、園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、教職員を対象とするAED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの事故対応能力向上の取組を年1回以上行っている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(5) 保育体験の受入れ補助

私立幼稚園で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(6) 学校関係者評価補助

私立幼稚園で、教育の質の向上を目指し、交付年度の前年度に学校評

評価の自己評価及び学校関係者評価を実施している場合には、別に定める額とする。

第 5 の 2 補助金の交付の時期

補助金は、当該年度の 1 月 31 日までに交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

第 6 補助金の減額等

1 設置者又は幼稚園が次の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、幼稚園別交付額を 5 割の範囲内で減額して交付することができる。

- (1) 学校教育法、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）等の規定に違反したとき。
- (2) 東京都からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課の納付を特別な理由がなく 1 年以上怠っているとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
- (4) 幼稚園の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
- (5) 教職員相互間、設置者と教職員との間又は設置者と近隣住民等との間において訴訟その他の紛争があり、幼稚園運営の適正な執行を期し難いとき。
- (6) 会計処理が不適正である場合等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
- (7) 補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
- (8) 補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 設置者又は幼稚園が、1 の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、補助金を交付しないことができる。

3 1 及び 2 の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準（平成 13 年 3 月 1 日 12 総学一第 991 号）を準用するものとする。

第 7 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書（別記第1号様式）、交付申請書（別記第2号様式）、私立学校教育助成金調査表その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出するものとする。

第8 交付の決定及び通知

- 1 第7の交付申請書等の提出があった場合は、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第9 交付の条件

知事は、この補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第4に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、第10に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が、職員をして補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂

行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

- (7) 補助事業者は、第7又は第11の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第10 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第11 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業の実績報告書（別記第3号様式）を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第12 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第13 設備の管理

補助事業により取得した設備は、当該設置者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第14 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第15 是正のための措置

知事は、第14の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第16 決定の取消し等

- 1 知事は、補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 1 (1) から (8) までの一に該当する場合
 - (2) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (3) 第 9 (7) に規定する報告を受けた場合
- 2 知事は、補助金の交付の決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 3 1 及び 2 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還等

- 1 第 16 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、補助事業者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第 14 の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 第 16 1 (1) 及び (2) の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 4 1 及び 2 の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第18 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定に際しては、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

第19 補助金額の端数計算

補助金の算定において、一般補助の各項目の計算によって得た額、補助標準額に評価係数を乗じて得た額及び特別補助の各項目の計算によって得た額について、それぞれ100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則（昭和62年10月3日）

この要綱は、昭和62年10月3日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年11月13日）

この要綱は、平成4年11月13日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年12月22日）

この要綱は、平成4年12月22日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成5年6月30日）

- 1 この要綱は、平成5年6月30日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。
- 2 平成5年度については、幼児数が定員内実員の幼稚園に対して別に算定する調整額を交付することができる。

附 則（平成7年10月27日）

この要綱は、平成7年10月27日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 1 0 月 2 1 日）

- 1 この要綱は、平成 8 年 1 0 月 2 1 日から施行し、平成 8 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 8 年度については、別に算定する調整額を交付することができる。

附 則（平成 9 年 1 1 月 6 日）

この要綱は、平成 9 年 1 1 月 6 日から施行し、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日）

この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日から施行し、平成 1 0 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日）

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日から施行し、平成 1 1 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 2 年 1 0 月 1 8 日）

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 8 日から施行し、平成 1 2 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 1 2 年度の第 5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0. 8 5 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（1 3 生文私振第 4 9 4 号）

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日から施行し、平成 1 3 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 1 3 年度の第 5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0. 7 0 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（1 4 生文私振第 5 1 2 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 1 4 年 9 月 3 0 日から施行し、平成 1 4 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 1 4 年度の第 5 の 1 により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数

で除して得た額の 3.0 倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。

- 3 平成 14 年度の第 5 の 1 の (3) の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0.50 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（14 生文私振第 1184 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則（15 生文私振第 491 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 9 月 16 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 15 年度の第 5 の 1 により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数で除して得た額の 4.0 倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。
- 3 平成 15 年度の第 5 の 1 の (3) の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0.25 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（17 生文私振第 598 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 5 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則（18 生文私振第 663 号）

この要綱は、平成 18 年 9 月 7 日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則（20 生文私振第 663 号）

この要綱は、平成 20 年 8 月 22 日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則（21 生文私振第 744 号）

この要綱は、平成 21 年 9 月 14 日から施行し、平成 21 年度の補助金か

ら適用する。

附 則（ 2 2 生私振第 1 7 0 号）

この要綱は、平成 2 2 年 9 月 1 0 日から施行し、平成 2 2 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 3 生私振第 7 8 7 号）

この要綱は、平成 2 3 年 9 月 2 日から施行し、平成 2 3 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 5 生私振第 8 3 0 号）

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 4 日から施行し、平成 2 5 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 7 生私振第 7 4 5 号）

この要綱は、平成 2 7 年 9 月 1 5 日から施行し、平成 2 7 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 8 生私振第 7 6 1 号）

この要綱は、平成 2 8 年 9 月 2 1 日から施行し、平成 2 8 年度の補助金から適用する。

附 則（ 3 1 生私振第 9 5 4 号）

この要綱は、令和元年 9 月 1 3 日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（ 3 生私振第 8 6 7 号）

この要綱は、令和 3 年 9 月 2 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（ 4 生私振第 1 1 4 4 号）

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 2 4 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

別表 (第 5 関係)

評価要素	評価項目	評価方法	配点
保護者負担	4才児の初年度 納付金の合計額	低い幼稚園にプラス点、高い幼稚園にマイナス点を配点する。	± 5
教育条件	評価対象教員 1 人当たりの幼児 数	少ない幼稚園にプラス点、多い幼稚園にマイナス点を配点する。	± 5
	1学級当たりの 幼児数	基準より多い幼稚園に対して一律にマイナス点を配点する。	- 10

評価対象教員は、補助対象教員のうち、週 5 日以上勤務している教員とする。

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目

平成13年10月12日
生活文化局長決定

私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る補助対象について、下記のとおり定める。

記

補助金交付年度中に新たに設置者を欠き、やむを得ない理由により当該年度内に設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、当該年度に限り補助金の交付を受けることができる。

見本

資料3

令和 5年度 学校情報一覧表 (幼稚園)

作成日 : R5.8.14

東京都私学部
レポートNO : KJ3120Y2

学校名称 : 西新宿幼稚園
学校コード : 1234567

幼稚園割単価 817,400円

本務教職員割単価
517,300円 × 14人

「有」の場合は、地域教育事業補助
単価30万円 × 事業数

減免総額の
10/10

「有」の場合は、授業料減免制度
整備促進補助単価30万円

とお相違ありません。

園長・教員 = 1(園長) + 実学級数 + (実学級数 ÷ 3)
職員 = 園児実員(定員内実員) ÷ 60
* 小数点以下切り上げ

「有」の場合は、安全対応能力
向上の取組補助単価30万円

東京 太郎

印

	園長・教員	職員	合計
本務教職員数(人)	11	4	15
補助基準人数(人)	11	3	14
補助対象人数(人)	*	*	14.00

(令和 5年 5月 1日現在)

地域教育事業の有無	事業数	実施人員	減免総額
授業料減免制度	有 2		
授業料減免制度整備促進補助	有		
授業料減免制度(家計状況の急変) (令和3年度実績)		1人	37,500円
学校関係者評価有無	有		
満3才児の受入れ補助	有	受入人数	10人
生徒等の安全対策推進補助			
安全対応能力向上の取組	有		
事故対応能力向上の取組	有		
保育体験の受入れ補助	有		

園児数(人)			実学級数		
実員	定員	定員内実員	3才	4才	5才
180	150	150	2	2	3

(園児数・学級数は 令和 5年 5月 1日現在)

授業料・納付金(円)		3才	4才	5才	初年度納付金	
令和 5年度	年間授業料	300,000	300,000	300,000	入学金	90,000
	教材費		18,000	18,000	施設費	
	暖房費		5,000	5,000		
	学則上その他納付金					

幼児割単価4,900円 × 150人

学級割単価54,100円 × 7学級

「有」の場合は、事故対応能力向上の取組補助単価10万円

「有」の場合は、学校関係者評価単

「有」の場合は、満3才児の受入れ補助単価60万円 + 満3才児園児数 × 3千円

「有」の場合は、保育体験の受入れ補助単価12万円

(12344)
幼 500

令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書の作成について

令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書については、下記により記入してください。

1 記入に必要な書類

① 交付申請書（様式・記入例）	HPに掲載
② 執行単価表等	〃
③ 交付申請書提出依頼文	別途（11月中旬までに）発送予定
④ 内示額一覧表	〃
⑤ 学校情報一覧表	既に配付済み（8月14日付け）

2 記入にあたっての注意事項

- (1) 押印箇所には、必ず印鑑登録をしてある印（法人の場合は法人の実印）を押印してください。
- (2) 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、(1)と同じ印を押印の上、訂正してください。（修正液、修正テープ等は使用しないでください。）
- (3) 提出にあたっては、必ずコピーをとり、「幼稚園控」として5年間保管してください。

3 記入方法

各幼稚園の補助金額は、基礎数値をもとに算出する一般補助額と特別目的による特別補助額との合計額です。11月中旬までに各設置者に③交付申請書提出依頼文と④内示額一覧表を発送する予定ですので、各項目の金額を確認の上、以下の手順に従って、交付申請書を作成してください。

(1)「6 補助金算出内訳」の「(1)一般補助」(3枚目)の記入について

⑤学校情報一覧表をもとに「イ 学級数」、「エ 補助対象人数」、「カ 幼児数」を記入します。ア、ウ、オ、キの項目欄に②執行単価表等の各割単価を記入し、それぞれの基礎数値（イ、エ、カ）を乗じて各割の金額を算出します。各割合計額（ア+ウ+オ+キ）に④内示額一覧表の評価係数を乗じて「ケ 今回交付分」を算出します。

算出した「ケ 今回交付分」と、④内示額一覧表の「一般補助交付額」とが等しくなることを確認してください。

(2)「6 補助金算出内訳」の「(2)特別補助」(4～7枚目)の記入について

⑤学校情報一覧表をもとに該当の項目のみ記入してください。（それぞれの項目ごとに、④内示額一覧表の特別補助の各金額と一致することを確認してください。）

◆ 「b 地域教育事業補助」

⑤学校情報一覧表の「地域教育事業の有無」欄により、事業の有無を○で囲みます。「有」の場合、学校情報一覧表より該当の事業数を○で囲んでください。補助金額は②執行単価表等の単価に事業数を乗じて算出します。

◆ 「c 授業料減免制度整備促進補助」

⑤学校情報一覧表の「授業料減免制度整備促進補助」欄により、事業の有無を○で囲

みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

◆「d 授業料減免補助」

⑤学校情報一覧表の「授業料減免制度（家計状況の急変）」欄により、実施人員と減免総額を記入します。減免総額の10分の10が補助金額になります。

◆「e 満3才児の受入れ補助」

⑤学校情報一覧表の「満3才児の受入れ補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

◆「f 安全対応能力向上の取組補助」

⑤学校情報一覧表の「安全対応能力向上の取組」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

◆「g 事故対応能力向上の取組補助」

⑤学校情報一覧表の「事故対応能力向上の取組」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

◆「h 保育体験の受入れ補助」

⑤学校情報一覧表の「保育体験の受入れ補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

◆「i 学校関係者評価補助」

⑤学校情報一覧表の「学校関係者評価補助」欄により取組みの有無を○で囲みます。「有」の場合、補助金額は②執行単価表等の額となります。

(3)「3 幼稚園別補助金申請額」(1枚目)の記入について

◆「1 申請理由」

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の目的に沿って、記入例を参考に記入してください。

◆「2 補助金申請額」

「j 補助金申請額」合計と同じ金額を記入してください。金額の頭には「¥」を記入してください。

◆「3 幼稚園別補助金申請額」

a～iについては、上記（1）及び（2）により算出した額をそれぞれ記入してください。

「j 補助金申請額」合計と、④内示額一覧表の「補助金内示額」が等しくなることを確認してください。

(4)「5 補助金執行計画」(2枚目)の記入について

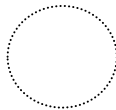
「④ 補助金執行計画額」の総額Aは1枚目の「2 補助金申請額」と同額となります。

都や区市町村の他の補助金を受けている場合、「② ①のうち補助の対象とならない経費」欄には、当該補助金の補助の対象となる経費を記入し、内訳の「備考」欄には当該補助金の名称を記入してください。

また、①～④の各欄について、総額Aと内訳（B+C）の金額が等しくなることを確認してください。

記入例

東京都知事 殿



印鑑登録をしてある印を使用
(法人の場合は法人の実印)

資料5

幼稚園番号 1234567
令和5年〇月〇日

郵便番号 163-8001

設置者所在地 (住所) 新宿区西新宿2-8-1

法人の場合は、法人名と法人代表者名を記入
(例)宗教法人 東京寺

設置者 東京 太郎
(担当者名 山田 花子)
(電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336)
(メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp)

印

令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金交付申請書

幼稚園番号(7桁)を記入
二つ以上の園を設置している場合は、若い方の番号を記入

このことについて、下記のとおり交付を受けたいので申請します。

記

1 申請理由

私立幼稚園における経営の安定化及び教育条件の維持向上に資するため

忘れずに記入してください。

2 補助金申請額

*	金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥			1	1	5	5	9	3	0	0	

同じ金額になる

3 幼稚園別補助金申請額

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園	合計
a 一般補助		9,173,300 円	円	円	9,173,300 円
特別補助	b 地域教育事業補助	600,000 円	円	円	600,000 円
	c 授業料減免制度整備促進補助	300,000 円	円	円	300,000 円
	d 授業料減免補助	30,000 円	円	円	30,000 円
	e 満3才児の受入れ補助	636,000 円	円	円	636,000 円
	f 安全対応能力向上の取組補助	300,000 円	円	円	300,000 円
	g 事故対応能力向上の取組補助	100,000 円	円	円	100,000 円
	h 保育体験の受入れ補助	120,000 円	円	円	120,000 円
i 学校関係者評価補助	300,000 円	円	円	300,000 円	
j 補助金申請額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)		11,559,300 円	円	円	11,559,300 円

a~iは3~7枚目にある補助金算出内訳に基づき記入する(記入例参照)

2枚目の「④補助金執行計画額」と同額にする

4 確認事項 当設置者は、要綱第3 2に該当すると認められる事実はありません。また、第8 2、第16及び第17の規定に異議なく応じます。

5 補助金執行計画

前頁と同じ印を押す



令和5年度の幼稚園の総予算額を記入

				幼稚園名	西新宿
区 分	① 予 算 額	② ①のうち補助の対象とならない経費	③ 補助対象経費 (①-②)	④ 補助金執行計画額	備 考
総額 (B + C) A	30,000,000 円	2,750,000 円	27,250,000 円	11,559,300 円	
内 人 件 費 B	20,000,000	2,750,000	17,250,000	11,559,300	・特別支援教育事業費補助金 ・預かり保育推進補助金
内 訳 其他の経費 C	10,000,000	0	10,000,000	0	

都や区市町村の他の補助金の交付を受ける場合は、その補助金の補助の対象となる経費を記入

(例)

- ・特別支援教育事業費補助金
補助対象経費(人件費): 220万円
 - ・預かり保育推進補助金
補助対象経費(人件費): 55万円
- 合計275万円が教育振興事業費補助金の補助の対象とならない経費となる。

1枚目の「j 補助金申請額」と同額(記入例は、全額人件費として執行した場合)

②に計上した都や区市町村の他の補助金名を記入

				幼稚園名	西新宿
区 分	① 予 算 額	② ①のうち補助の対象とならない経費	③ 補助対象経費 (①-②)	④ 補助金執行計画額	備 考
総額 (B + C) A	円	円	円	円	
内 人 件 費 B					
内 訳 其他の経費 C					

				幼稚園名	西新宿
区 分	① 予 算 額	② ①のうち補助の対象とならない経費	③ 補助対象経費 (①-②)	④ 補助金執行計画額	備 考
総額 (B + C) A	円	円	円	円	
内 人 件 費 B					
内 訳 其他の経費 C					

前頁と同じ印を押す



6 補助金算出内訳

(1) 一般補助

a 一般補助

幼稚園別に記入

項目		幼稚園名	西新宿幼稚園	幼稚園	幼稚園
ア 幼稚園割		817,400円	817,400円	円	円
学級割	イ 学級数(令和5年5月1日現在)		7 学級	学級	学級
	ウ (54,100円×イ)		378,700円	円	円
職本員務割教	エ 補助対象人数(令和5年5月1日現在)		14 人	人	人
	オ (517,300円×エ)		7,242,200円	円	円
幼児割	カ 幼児数(令和5年5月1日現在)		150 人	人	人
	キ (4,900円×カ)		735,000円	円	円
ク 評価係数			1.00		
ケ 今回交付分 (ア+ウ+オ+キ) ×ク (100円未満切捨て)			9,173,300円	円	円

別紙の単価表及び学校情報一覧表の基礎数値により算出する

内示額一覧表により記入する

1枚目の「a 一般補助」欄と同額

- 注) 1 「エ 補助対象人数」欄は、調整後の本務教職員数です。先に通知した「学校情報一覧表」の補助対象人数を確認の上記入してください。
 2 「カ 幼児数」欄は、令和5年5月1日現在の園児数(定員内実員)です。「学校情報一覧表」を確認の上記入してください。
 3 「ケ 今回交付分」欄は、別紙「令和5年度私立幼稚園教育振興事業費補助金内示額一覧表」の一般補助交付額欄と一致することを確認の上、記入してください。

(2) 特別補助

b 地域教育事業補助

前頁と同じ印を押す

学校情報一覧表に基づき記入
(事業の有無、事業数)

幼稚園別に記入

「1有」の場合は、事業数×単価で金額を記入(1枚目の「b 地域教育事業補助」欄と同額)

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
地域教育事業を行っている場合に算定する。 (該当番号を○で囲む。)	事業の有無	1有 2無	1有 2無	1有 2無
		事業数 (1 2 3) × 300,000円	事業数 (1 2 3) × 300,000円	事業数 (1 2 3) × 300,000円
一事業当たり (1有の場合)	300,000円	= 600,000円	= 円	= 円

注) 地域教育事業とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(1)の要件を備えている場合をいいます。

c 授業料減免制度整備促進補助

幼稚園別に記入

「1有」の場合は金額を記入(1枚目の「c 授業料減免制度整備促進補助」欄と同額)

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
授業料減免制度を有している場合に算定する。 (該当番号を○で囲む。)	授業料減免制度の有無	1有 2無	1有 2無	1有 2無
		納付金減免制度の有無	1有 2無	1有 2無
一幼稚園当たり (1有の場合)	300,000円	300,000円	円	円

注) 授業料減免制度とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(2)アの要件を備えている場合をいいます。

d 授業料減免補助

学校情報一覧表に基づき記入

学校情報一覧表に基づき記入

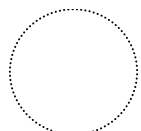
1枚目の「d 授業料減免補助」欄と同額

項目	令和5年度の授業料等減免(支給)実施状況						D = C × 10 / 10 授業料減免制度に伴う補助金額 (100円未満切捨て)	備考
	制度の名称	減免理由	A 実施人員	幼児一人当たりの園則上の授業料等(月額)	B 幼児一人当たりの減免額(月額)	C A × B × 減免適用月数 (減免総額)		
幼稚園名	西新宿 幼稚園	授業料減免	家計状況の急変	1	25,000	15,000	30,000	適用月数2か月
	幼稚園							
	幼稚園							

幼稚園別に記入

- 注) 1 授業料減免とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(2)イの要件を備えている場合をいいます。
 2 B欄については、同一制度の減免理由であっても減免額が異なる場合は、減免額とその人員を2段書きで記入してください。
 3 C欄の減免適用月数が12ヶ月以外の場合は、備考欄にその月数を記入してください。

減免の適用月数を記入



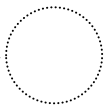
e 満3才児の受入れ補助

幼稚園別に記入

算出方法	幼稚園名	幼稚園	幼稚園	幼稚園
	学校情報一覧表に基づき記入			
<p>満3才児の募集定員を設定し、前年度に満3才児の受入れ実績があった場合に算定する。(該当番号を○で囲む。)</p> <p>(1幼稚園当たり 600,000円)</p> <p>令和5年3月1日現在の満3才児数</p> <p>× 3,000円</p> <p>(計) 申請金額</p>	<p>(1有 ・ 2無)</p> <p>(i) 600,000円</p> <p>12人 × 3,000円</p> <p>= (ii) 36,000円</p> <p>(i)+(ii) 636,000円</p>	<p>「1有」の場合は金額を記入(1枚目の「f 満3才児の受入れ補助」欄と同額)</p> <p>(i) 円</p> <p>人 × 3,000円</p> <p>= ii) 円</p> <p>(i)+(ii) 円</p>	<p>(1有 ・ 2無)</p> <p>(i) 円</p> <p>人 × 3,000円</p> <p>= i) 円</p> <p>(i)+(ii) 円</p>	

注) 1 満3才児の受入れとは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(3)の要件を備えている場合をいいます。

前頁と同じ印を押す



f 安全対応能力向上の取組補助

幼稚園別に記入

「1有」の場合は金額を記入(1枚目の「g 安全対応能力向上の取組補助」と同額)

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
安全対応能力向上の取組を行っている場合に算定する。(該当番号を○で囲む。)		取組の有無 1有 2無	取組の有無 1有 2無	取組の有無 1有 2無
一幼稚園当たり 300,000円 (1有の場合)		300,000 円	円	円

注) 安全対応能力向上の取組とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(4)アの要件を備えている場合をいいます。

学校情報一覧表に基づき記入

g 事故対応能力向上の取組補助

幼稚園別に記入

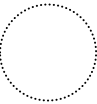
「1有」の場合は金額を記入(1枚目の「h 事故対応能力向上の取組補助」と同額)

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
事故対応能力向上の取組を行っている場合に算定する。(該当番号を○で囲む。)		取組の有無 1有 2無	取組の有無 1有 2無	取組の有無 1有 2無
一幼稚園当たり 100,000円 (1有の場合)		100,000 円	円	円

注) 事故対応能力向上の取組とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(4)イの要件を備えている場合をいいます。

学校情報一覧表に基づき記入

前頁と同じ印を押す



「1有」の場合は金額を記入(1枚目の「h 保育体験の受入れ補助」と同額)

h 保育体験の受入れ補助

幼稚園別に記入

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
保育体験の受入れを行っている場合に算定する。(該当番号を○で囲む。) 一幼稚園当たり 120,000円 (1有の場合)		取組の有無 1有 2無 <input type="text" value="120,000"/> 円	取組の有無 1有 2無 <input type="text"/> 円	取組の有無 1有 2無 <input type="text"/> 円

注) 保育体験の受入れとは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(5)の要件を備えている場合をいいます。

学校情報一覧表に基づき記入

i 学校関係者評価補助

幼稚園別に記入

項目	幼稚園名	西新宿 幼稚園	幼稚園	幼稚園
学校関係者評価を行っている場合に算定する。(該当番号を○で囲む。) 一幼稚園当たり 300,000円 (1有の場合)		取組の有無 1有 2無 <input type="text" value="300,000"/> 円	取組の有無 1有 2無 <input type="text"/> 円	取組の有無 1有 2無 <input type="text"/> 円

学校情報一覧表に基づき記入

注) 学校関係者評価とは、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱の第5 2の(6)の要件を備えている場合をいいます。

1 令和5年度における補助の内容

事業内容	補助対象経費※1	補助対象限度額※2	補助率（額）※3
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の 4/5 以内
2 耐震補強工事及び付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・実施設計費（但し上限は補助対象工事費の5%） 	1園・学校あたり 3億円 ただし、同一年度に複数の棟を対象として耐震工事を行う場合は、1園・1学校につき 6億円 。	耐震診断数値の結果により、①か②を適用する。 ①補助対象経費の 2/3 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3以上0.7未満 ・q値が0.5以上1.0未満 ・CtuSd値が0.15以上0.3未満 【木造】 ・lw値が0.7以上1.1未満 ②補助対象経費の 4/5 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3未満 ・q値が0.5未満 ・CtuSd値が0.15未満 【木造】 ・lw値が0.7未満
3 耐震改築工事及び付帯工事	建物の補助対象面積※4に補助単価を乗じて得た額		
4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費 	1園・学校あたり 2億円	補助対象経費の 1/2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合（例：診断と補強を同一年度に行う等）の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。

2 注意点

- (1) **昭和56年以前（新耐震設計基準交付前）**に竣工した建物（園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設）が対象（アスベストは平成8年以前に竣工した建物が対象）です。
- (2) 耐震診断は、工事を行う年度ではなく、**診断を行った年度**に補助金の申請をしてください。
- (3) 耐震診断と耐震補強工事は、**申請年度内**（令和5年度の場合、令和6年3月31日まで）に、補助対象事業の**全ての支払**を終えてください。
- (4) 耐震補強工事又は耐震改築工事を行う場合、**耐震診断(2次診断)の結果が必要**です。
- (5) 耐震改築工事は、「耐震補強工事では対応できない理由」を個別にお聞きいたします。**建築年数経過・老朽化は、耐震改築の直接の理由とはなりません。**
- (6) 複数年度にわたる耐震改築工事は、工事の進捗率、契約代金支払額に応じて、年度ごとに補助金の交付を決定します（**毎年度申請が必要**です）。
- (7) **新築や増築は補助対象となりません。**
- (8) 補助申請した（又は予定している）事業において、進め方等に疑問や不安が生じた場合は、**自己判断で進めず、その都度私学部までご相談ください。**

<申請様式につきましては、以下よりダウンロードしてください。>

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000757.html>

補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について

都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産については、下記のような行為が制限されます。これらの行為を行うためには、原則としてあらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受けずに処分等を行った場合、補助金交付の条件に違反し、交付決定の取消事由に該当する場合があります。

承認の手続きには一定の期間^(注1)が必要となるため、下記の行為に該当する恐れがある場合、承認までの十分な期間を見込んだうえで、必ず事前相談を行うようお願いいたします。

記

1 制限される行為例

- (1) 転用
- (2) 譲渡
- (3) 交換
- (4) 貸付
- (5) 取壊し
- (6) 廃棄
- (7) 担保に供する処分（抵当権の設定等）

2 その他

国庫補助金においても、同様の制限があります。都の補助金に関わらず、財産処分の恐れがある場合、必ず事前相談を行ってください。

(注1)

おおむね3か月程度です。事案によっては、これ以上の期間が必要となります。

私立幼稚園等環境整備費補助金
関 連 資 料

令和5年10月31日(火曜日)

東京都生活文化スポーツ局私学部

「私立幼稚園等環境整備費補助」(令和5年度) に関するお知らせ

幼児教育の質の向上のため、各幼稚園等が遊具等の環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。

■ 制度概要

1 申請者の要件

都内に私立幼稚園及び私立の幼保連携型認定こども園を設置する設置者

2 補助対象経費・上限額

- (1) 私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対してその一部を補助する。
(2) 補助対象経費の上限は1園当たり200万円とする。

3 補助率

- | | |
|-------------------------------------------------|-----|
| (1) 学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 | 1/2 |
| (2) 令和6年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する学校法人立幼稚園 | 1/2 |
| (3) (1) 及び (2) 以外の学校法人立幼稚園 | 1/3 |
| (4) 学校法人立以外の幼稚園 | 1/3 |

4 その他

- (1) **令和5年4月1日以降**に締結する契約が対象になります。
(2) 過去に同名の補助を受けた幼稚園等に関しても、今年度の補助対象経費の上限は200万円となります。
(3) 今後、国から補助制度の変更等が示された結果、内容が変更となる場合があります。

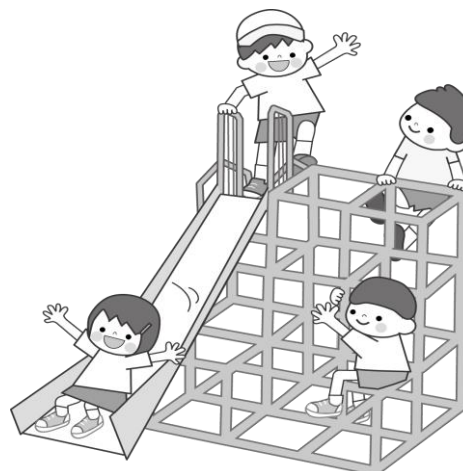


■ 申請スケジュール (予定)

令和5年	9月 8日	交付申請書等配布
同 年	10月 18日まで	交付申請書提出
令和6年	2月上・中旬	交付決定
同 年	2月下旬以降	実績報告書提出
同 年	5月下旬	補助金交付

■ 問合せ先

東京都 生活文化スポーツ局 私学部
私学振興課 (助成担当) 高橋
アドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp
※メールでのお問合せにご協力下さい。
電話 03-5388-3182
FAX 03-5388-1336



■ よくいただくご質問

1	補助金申請額が満額交付されますか。	予算の範囲内での補助金執行となりますので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
2	どのようなものが補助の対象となりますか。	<p>・本補助の対象となる経費は、国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じます。 「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。」（平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について（依頼）より抜粋）また、令和2年度より全ての設備や物品に係る運搬費（送料・運賃等）は補助の対象になりません。</p> <p>・本補助は幼稚園等の教育環境の質の向上を目的とすることから、原則として園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限ります。そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファ等、あるいは建物維持管理用の物品などは補助の対象となりません。また、短期間のうちに消耗する物品や個人の所有に係る物品も対象となりません。</p>
3	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等とは具体的にどのようなものですか。	<p>以下のようなものが例として挙げられます。</p> <p>遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、等 運動用具：跳び箱、マット、三輪車、トランポリン、等 教具：積み木、紙芝居、絵本、園児用机・イス、楽器、等 保健衛生用品：体重計、身長計、幼児用寝台、等</p>
4	設備改修費用は、対象となりますか。	既存建物の改修や遊具の補修など改修費用は補助の対象となりません。
5	短期間のうちに消耗する物品とはどんなものですか。	概ね1年未満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又は原形を失うものを指します。 例) 絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、等
6	園庭の遊具を新しいものに買い換える場合は、撤去・廃棄に要する費用は対象となりますか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。
7	補助事業実施に際し、入札や見積り競争によって業者及び金額等を決定すべきですか。	<p>補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続の透明性を確保することが重要です。</p> <p>そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として同一条件で行った3社以上での入札や見積り競争を行う必要があります。</p> <p>なお、例外的に、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行った上で、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの）を備えてください。</p>
8	補助申請に当たって、どのような書類を揃えておくべきですか。	別添に記載された書類を揃えておいてください。これらは、補助事業に関する事務手続が適正に行われたことを客観的に証明する資料となります。そのため、書類が揃わないということがないよう、見積等の段階から採択（予定）業者等と十分に調整をしてください。
9	補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか。	<p>補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。</p> <p>処分制限の期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります（補助金の返還が必要な場合があります。）。</p> <p>例）・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年 ・児童用机及び椅子 5年</p>
10	認定こども園の場合、0～2歳児の認可外保育施設部分のみで使用するものについても補助対象となりますか。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となりますが、幼稚園部分と保育所部分とで共用して使用するものについては、補助対象とし、按分の必要はありません。
11	インターネットオークションで買ったものは対象か？	対象となりません。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経て申請額の適正さを担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の観点から適切ではありません。
12	掃除機、洗濯機、乾燥機、オープンレンジは対象か？	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和2年度より対象となりません。
13	収納用品は対象か？	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和3年度より対象となりません。 例) 本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、等
14	大型遊具は対象か？	園庭の大部分を占める、または一式500万円以上の大型遊具は、対象とならない場合がございますので事前にご相談ください。
15	見積書の取得期限はあるか？	交付申請書の締切日までに取得した見積書が対象となります。 ※令和5年度は令和5年10月18日

交付申請書作成におけるよくある誤り

- 本書類には、提出される交付申請書によく見られる誤りの例をまとめています。
- こちらに掲載した誤りが多く見られますと、内容審査に入るまでに時間を要することとなります。
- 交付申請書作成に当たっては、本書類を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

よくある誤り

(個人立幼稚園の場合)

このような誤りが多いと、内容審査に入ることができませんので、必ずご一読ください。

《誤》

第1号様式

交付申請 1

日付を記入する。

令和 5 年 月 日

学校法人→ 法人番号

個人立等・志向園→ 幼稚園番号 9 9 9 9 4 1 1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一)

印鑑証明書と同一の設置者所在地を記載する。

法人/園名 都庁幼稚園・都庁学園幼稚園

理事長・設置者名 都庁 次郎

都庁 次郎 印

事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑 (実印) を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		1	1	6	6	5	2	5

交付申請額を記入する。

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	500,525
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		1,166,525

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。
※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

《正》

第1号様式

令和 5 年 10 月 19 日

交付申請 1

学校法人→	法人番号					
個人立等・志向園→	幼稚園番号	9	9	9	9	4 1 1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 都庁幼稚園・都庁学園幼稚園

理事長・設置者名 都庁 次郎

都庁
次郎 印

事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑
(実印) を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		832,000

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。

※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

(宗教法人立幼稚園の場合)

《誤》

第1号様式

交付申請 1

日付を記入する。

令和 年 月 日

学校法人→ 法人番号

個人立等・志向園→ 幼稚園番号

東京都知事 殿

複数園での申請の場合は、申請園のうち、若い番号を記入する。

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 宗教法人 都庁教会

理事長・設置者名 代表役員 都庁 太郎



事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑 (実印) を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。
※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

各園の交付申請額を合算した額を記入する。

《正》

第1号様式

令和 5 年 10 月 19 日

交付申請 1

学校法人→ 法人番号
個人立等・志向園→ 幼稚園番号 9 9 9 9 4 1 1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 宗教法人 都庁教会

理事長・設置者名 代表役員 都庁 太郎

事務担当者名 新宿 一郎

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp



※登録印鑑 (実印) を押印

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		832,000

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。

※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号							
園名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号		

《誤》

幼稚園番号を記入する。

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	すべり台		1	300,000	300,000		300,000
	絵本		80	1,260	100,800		100,800
	ピアノ		1	90,000	90,000	9,725	99,725
事業経費合計 ⑤							500,525

各物品について、「遊具」、「教具」、「運動用具」、「保健衛生用品」のいずれかを記入する。
複数該当する場合は、複数記載する。

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和 4 年 10 月
納入(予定)時期	令和 4 年 12 月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計(円) ⑤	補助対象とならない経費(円) ⑥	設置者負担経費(円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費(円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
500,525		500,525	2,000,000	500,525		

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費	⑥	国のポイント事業
			円	

該当する補助率をプルダウンリストから選択する。

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1	《正》
園名	都庁幼稚園							
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182		

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	すべり台	遊具	1	300,000	300,000		300,000
	絵本	教具	80	1,260	100,800		100,800
	ピアノ	教具	1	90,000	90,000	9,725	99,725
事業経費合計 ⑤							500,525

(注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和 4 年 10 月
納入(予定)時期	令和 4 年 12 月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計 (円) ⑤	補助対象とならない経費 (円) ⑥	設置者負担経費 (円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費 (円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
500,525		500,525	2,000,000	500,525	1/3	166,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑩」を除く。)
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182	

《誤》

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	エアコン	保健衛生用品	1	160,000	160,000	20,000	180,000
②	玉入れ台	運動用具	2	49,500	99,000		99,000
	机	教具	10	19,800	198,000		198,000
③	椅子	教具	50	4,300	215,000		215,000
	絵本セット	教具	2	42,000			84,000
	加湿器	保健衛生用品	5	27,500			137,500
	タブレット	教具	9	114,700	1,032,300		1,032,300
	体重計	教具	1	71,000	71,000		71,000
	身長計	教具	1	23,000	23,000		23,000
	ポイント取得						-1,263
事業経費合計 ⑤							2,038,537

購入時、1ポイント=1円の割引に使用できるポイントを取得した場合は、相当額を割引があったものとして減じる。

記入しきれない場合は、別紙にまとめる。

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位で記入すること。
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人所有の物品は記入しないこと。
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に設置費用がかかるものを指す。(送料や運搬費等は補助対象外)
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和	年	月
納入(予定)時期	令和	年	月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計(円) ⑤	補助対象とならない経費(円) ⑥	設置者負担経費(円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費(円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
2,038,537		2,038,537	2,000,000	2,000,000	1/2	1,000,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182	

《正》

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	エアコン	保健衛生用品	1	160,000	160,000	20,000	180,000
②	玉入れ台	運動用具	2	49,500	99,000		99,000
	机	教具	10	19,800	198,000		198,000
	椅子	教具	50	4,300	215,000		215,000
	絵本セット	教具	2	42,000	84,000		84,000
③	加湿器	保健衛生用品	5	27,500	137,500		137,500
	タブレット	教具	9	114,700	1,032,300		1,032,300
	体重計	教具	1	71,000	71,000		71,000
	身長計	教具	1	23,000	23,000		23,000
	ポイント取得						-1,263
事業経費合計 ⑤							2,038,537

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和	年	月
納入(予定)時期	令和	年	月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計(円) ⑤	補助対象とならない経費(円) ⑥	設置者負担経費(円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費(円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
2,038,537		2,038,537	2,000,000	2,000,000	1/2	1,000,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

(別紙)

品名	契約（予定）時期	納入（予定）時期
エアコン	令和5年8月	令和5年8月
玉入れ台	令和5年4月	令和5年5月
園児用机	令和5年4月	令和5年4月
園児用椅子	令和5年4月	令和5年4月
絵本セット	令和5年4月	令和5年5月
加湿器	令和5年10月	令和5年11月
タブレット	令和5年10月	令和5年10月
体重計	令和5年10月	令和5年11月
身長計	令和5年10月	令和5年11月

契約等の予定時期を交付申請2に書き切れない場合は、
上記のようにまとめてください(任意の様式で構いません。)

交付申請 3

＜ 遊 具 ＞

《誤》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1
園 名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

4 採択状況

原則として見積書ごとに記入するは、品名ごとに作成すること。

見積書が1本である場合は、原則として見積書単位で行う。

特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合

見積書の右上端に、下記各行左欄

付番すること。

①	品 名	すべり台	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	300,000	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	320,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	400,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名	絵本	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	100,800	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	120,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	110,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名	ピアノ	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	99,725	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	110,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	150,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

交付申請 3

＜ 遊 具 ＞

《正》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1
園 名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

4 採択状況

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

①	品 名	すべり台外81点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●	見積金額：	500,525	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	550,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	660,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名		補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：	見積金額：		円
B	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
C	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→		
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名		補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：	見積金額：		円
B	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
C	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→		
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

御見積書

採 択

令和5年9月12日

学校法人都庁学園 御中

株式会社●●●●●
代表取締役 ▲▲ ◎◎
東京都〇〇区△△◎丁目▽番◇号
TEL 03-XXXX-XXXX
FAX 03-YYYY-YYYY

下記のとおり御見積り申し上げます。

受渡期日: 令和5年12月31日

受渡場所: 貴法人都庁幼稚園

取引方法: 通常通り

有効期限: 見積提出後60日間

合計金額 ¥500,525

品名	単位	数量	単価	金額
すべり台	台	1	300,000	300,000
絵本	冊	80	1,260	100,800
ピアノ	台	1	90,000	90,000
ピアノ設置費用		1	9,725	9,725
税込合計				500,525
備考				

御見積書

採 択

令和5年4月1日

学校法人都庁学園 御中

株式会社★★★★
代表取締役 ○○ ◇◇
東京都●●区▼▼◎丁目▽番◇号
TEL 03-XXXX-YYYY
FAX 03-YYYY-ZZZZ

下記のとおり御見積り申し上げます。

受渡期日:令和5年5月31日

受渡場所:貴法人都庁学園幼稚園

取引方法:通常通り

有効期限:見積提出後60日間

合計金額 ￥721,000

品名	単位	数量	単価	金額
玉入れ台	台	2	49,500	99,000
机	台	10	19,800	198,000
椅子	脚	50	4,300	215,000
椅子	脚	25	5,000	125,000
絵本セット		2	42,000	84,000
税込合計				721,000

備考

補助対象外の保護者用椅子については、
補助対象外であることが分かるように、
メーカー等で明示する。

交付申請 3

＜ 遊 具 ＞

≪誤≫

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園 名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

4 採択状況

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

①	品 名	エアコン	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇電機	見積金額：	180,000	円
B	不採択業者1	会社名：			円
C	不採択業者2	会社名：			円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	見積書に補助対象外の物品(保護者用椅子(125,000円))が含まれている。この場合は、チェックを入れる。 また、「見積金額」には、見積書に記載の金額総額(対象外経費を含む額:721,000円)を記載する。		選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名	玉入れ台外62点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。		<input checked="" type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)★★★★	見積金額：	596,000	円
B	不採択業者1	会社名：×××教育(株)	見積金額：	742,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	800,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	工を選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名	加湿器外11点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇〇	見積金額：	1,263,800	円
B	不採択業者1	会社名：◆◆◆(株)	見積金額：	1,290,000	円
C	不採択業者2	会社名：(株)▼▼▼▼	見積金額：	1,340,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	<input checked="" type="checkbox"/>	工を選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

採択理由を選択する。

交付申請 3

< 遊 具 >

《正》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園 名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

4 採択状況

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

①	品 名	エアコン	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇電機	見積金額：	180,000	円
B	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
C	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ウ	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名	玉入れ台外62点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input checked="" type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)★★★★	見積金額：	721,000	円
B	不採択業者1	会社名：×××教育(株)	見積金額：	742,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	800,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名	加湿器外11点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇	見積金額：	1,263,800	円
B	不採択業者1	会社名：◆◆◆(株)	見積金額：	1,290,000	円
C	不採択業者2	会社名：(株)▼▼▼▼	見積金額：	1,340,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

日付を記入する。

令和 5 年 月 日

《誤》

法人/園名

#REF!

理事長・設置者名

#REF!

都庁
学園 印

※登録印鑑
(実印) を押印

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- (1) 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、 都庁幼稚園 における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- (2) 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- (3) 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
 - ・遊具等の修繕や改修
 - ・インターネット購入等における取得したポイント
 - ・物品の購入を伴わない施設工事
 - ・既存物品の廃棄・撤去費用
 - ・建物に係る改修工事
 - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
 - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
 - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

令和 5 年 10 月 19 日

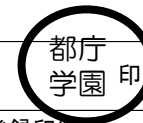
《正》

法人/園名

#REF!

理事長・設置者名

#REF!



※登録印鑑
(実印) を押印

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、 都庁幼稚園 における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
 - ・遊具等の修繕や改修
 - ・インターネット購入等における取得したポイント
 - ・物品の購入を伴わない施設工事
 - ・既存物品の廃棄・撤去費用
 - ・建物に係る改修工事
 - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
 - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
 - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

令和 5 年 10 月 19 日

《誤》

法人/園名	#REF!
理事長・設置者名	#REF!

※登録印鑑
(実印) を押印

印

押印が必要。

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- (1) 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、 都庁学園幼稚園 における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- (2) 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- (3) 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
 - ・遊具等の修繕や改修
 - ・インターネット購入等における取得したポイント
 - ・物品の購入を伴わない施設工事
 - ・既存物品の廃棄・撤去費用
 - ・建物に係る改修工事
 - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
 - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
 - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

令和 5 年 10 月 19 日

《正》

法人/園名
理事長・設置者名

#REF!

#REF!



※登録印鑑
(実印) を押印

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、都庁学園幼稚園における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
 - ・遊具等の修繕や改修
 - ・インターネット購入等における取得したポイント
 - ・物品の購入を伴わない施設工事
 - ・既存物品の廃棄・撤去費用
 - ・建物に係る改修工事
 - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
 - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
 - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

申請の多い物品一覧（私立幼稚園等環境整備費補助金）

【留意事項】

- 1 この一覧には、よく申請がなされる補助対象物品を記載しています。
- 2 この一覧に記載のある物品であっても、用途等によっては、対象外と判断される場合があります。
（例：保護者用の椅子や教材作成用のパソコン、職員室用テレビ等の管理用品は対象外となります。）
- 3 この一覧に記載のない物品が対象外であるということではありません。

	物品名称		物品名称		
A	CDラジカセ	た	タンバリン		
	DVDプレイヤー		綱（綱引き用）		
あ	椅子		積み木		
	移動式鉄棒		テーブル		
	ウッドブロック		鉄琴		
	雲梯		鉄棒		
	エアコン（※）		テレビ		
	絵本		テント		
	大玉		跳び箱		
	大型遊具		跳び箱ロイター板		
	大太鼓		ドミノ		
	大太鼓スタンド		トライアングル		
	オルガン		ドラム		
	か		加湿器	な は	トランポリン
カスタネット		縄跳び			
紙芝居		パズル			
キーボード		パラバルーン			
キーボードスタンド		ハンドベル			
キャリングアンプ		ピアノカ			
救護用ベッド		ピアノ			
空気清浄機		雛壇			
組立式プール		プール用遊具			
グロッケン		複合遊具			
巧技台		フラフープ			
紅白玉		ブランコ			
コーン		プロジェクター			
さ		逆上がり補助板	ま		ブロック
		サッカーゴール			平均台
		三輪車			ボール
	ジャングルジム	保湿器			
	じょうろ	ホッピング			
	身長計	ホワイトボード			
	シンセサイザー	本			
	シンバル	マーチングキーボード			
	凶鑑	マーチングドラム			
	スクリーン	マット			
	砂遊びセット	ままごとセット			
	すのこ	木琴			
	スピーカー	ら わ		ライン引き	
	滑り台			ワイヤレスアンプ	
	ゼッケン			ワイヤレスチューナー	
	た			体重計	ワイヤレスマイク
竹馬		ワンタッチプール			
タブレット					
玉入れかご					

※一部補助対象外となるタイプもございます。詳しくは担当宛てにお問い合わせください。

園舎等の耐震対策はお済みですか？

今後 30 年以内に、南関東でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、70%といわれています
園児や教職員の命を守るために、今できることを



私立幼稚園の耐震対策事業への助成制度があります



令和5年4月

東京都生活文化スポーツ局私学部

園舎等の耐震改修工事

耐震診断の結果、耐震性が不足していたとしても耐震改修を行うことで、大地震に対して現在の耐震基準で建てられた建物と同等の耐震性を確保することが出来ます。

耐震改修のためには、耐震診断を実施し、現在の建物の耐震性を確認するとともに、目標の耐震性を実現するための補強設計を行う必要があります。その後、補強設計に従って耐震改修工事を行います。災害が起きる前に地震に強い建物に改修することが大切です。

私立学校安全対策促進事業費補助金の概要

◆補助対象となる建物◆

新耐震基準（昭和56年度公布）前の基準により建築された園舎及び屋内運動場等の教育施設

⇒まずは

● 耐震診断

- ・ 補助金の対象となる経費 耐震診断費（目視等による簡易な耐震診断を除く）
- ・ 補助率 5分の4以内

⇒耐震診断の結果、 I_s 値がおおむね 0.7 未満、又は I_w 値がおおむね 1.1 未満の場合

● 耐震補強工事

- ・ 補助金の対象となる経費 工事費、実施設計費（工事費の5%を上限）
- ・ 補助率 3分の2以内又は5分の4以内（診断結果による）
- ・ 補助対象経費の上限額 1園当たり3億円（同一年度に複数棟の場合は6億円）

⇒耐震補強工事では対応できない特別な理由がある場合

● 耐震改築工事

- ・ 補助金の対象となる経費 実施設計費、工事監理費、補助対象施設の解体撤去費、建物の躯体工事費、仕上げ関係工事費、附帯工事費等
- ・ 補助単価 基準単価（毎年度見直し）と新建物の建設工事費の1㎡当たりの単価とを比較して、いずれか低い額
- ・ 補助率 3分の2以内又は5分の4以内（診断結果による）
- ・ 補助対象経費の上限額 1園当たり3億円（同一年度に複数棟の場合は6億円）

※診断、補強は補助金申請年度内に完了すること。改築は複数年度にかかる工事も補助対象となります。

非構造部材の耐震対策工事

近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害も発生しています。建物の耐震化とあわせて非構造部材についても一層の安全性が求められています。

非構造部材とは

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材を「非構造部材」といいます。

幼稚園における非構造部材の例

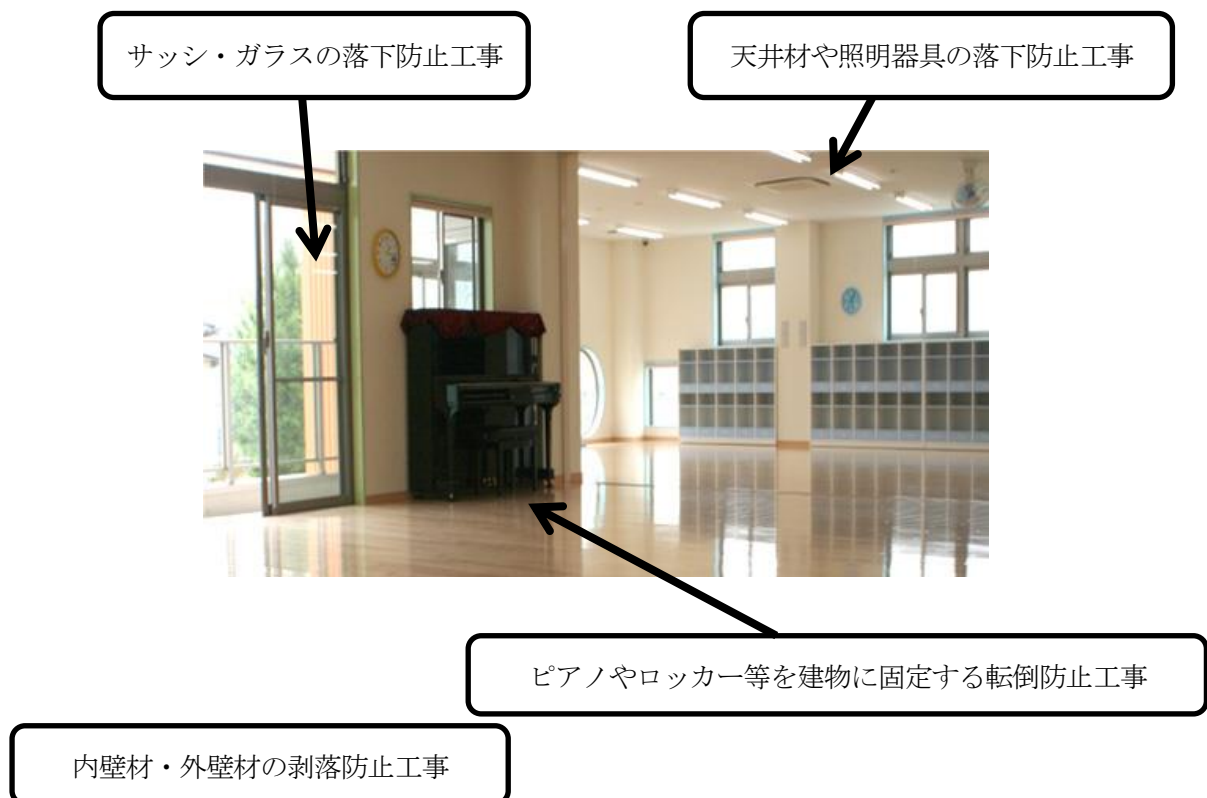
天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、収納棚その他地震時に園児等の安全を確保するために対策が必要な設備機器等を含みます。

（放送設備機器等、バスケットゴール、ピアノ、図書室の本棚など）

非構造部材耐震対策工事費助成事業

対象施設	設置者が保有する教育施設等
対象経費	工事費、耐震点検費、実施設計費（1園当たり1億円を限度）
補助率	2分の1

補助対象工事の例



その他に園舎等の耐震化を支援するため、以下の事業を行っています。

耐震化に係る建築士の学校派遣事業

「耐震化を誰に相談すればいいのか?」「実際に建物を見てもらって相談したい!」「工事にはどのくらいの時間やお金がかかるのだろうか?」などの疑問に、耐震化の専門家である建築士が直接皆さんの幼稚園を訪問し、実際の建物の状況を見ながらアドバイスします。また、非構造部材の耐震化についても同様の派遣事業を行っています。

振興資金融資事業

東京都私学財団では、都内私立幼稚園を対象に低利な条件での融資を行っています。補助対象事業の幼稚園負担分の融資やつなぎ資金など耐震化事業に対する優遇制度もありますので、是非ご活用ください。

お問合せは

◆園舎等の耐震改修に係る補助(私立学校安全対策促進事業費補助金)

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課(助成担当)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階

電話 03(5388)3182

E-mail S1121501@section.metro.tokyo.jp

◆非構造部材の耐震対策工事

◆耐震化に係る建築士の学校派遣事業

◆振興資金融資事業

公益財団法人東京都私学財団振興部振興課

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

電話 03(5206)7923

HP <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/index.html>